

平成23年 1 月

熊野市議会臨時会会議録

平成23年 1 月 19 日 開会

平成23年 1 月 19 日 閉会

熊 野 市 議 会

平成23年 1月熊野市議会臨時会会議録目次

第 1 日目（1月19日）

出席議員	1
欠席議員	1
説明のため出席した者の職氏名	2
会議に出席した事務局職員の職氏名	2
提出議案	2
議事日程	2
開 会	4
諸般の報告	4
会議録署名議員の指名	4
会期の決定	5
議案の上程	5
提案説明	5
議案第 1 号	6
議案第 2 号	10
議案第 3 号	10
質 疑	13
委員会付託	20
議案の上程	21
各常任委員長報告	21
質疑、討論、採決	23
閉 会	26
署名議員	28

平成23年1月熊野市議会臨時会会議録

平成23年1月19日（水曜日）

第 1 日

招集年月日 平成23年1月19日（水）
招集の場所 熊野市議会議場
開 会 平成23年1月19日（水）午前9時00分
開 議 平成23年1月19日（水）午前9時00分
出席議員

1番	道 後 宣 弘 君	2番	西 賢 二 君
3番	濱 重 明 君	4番	和 田 いく子 さん
5番	増 田 幸 美 君	6番	山 田 実 君
7番	下 田 克 彦 君	8番	岩 本 育 久 君
9番	樋 口 雄 史 君	10番	山 本 良 正 君
11番	山 本 洋 信 君	12番	中 田 悦 生 君
13番	中 田 征 治 君	14番	前 地 林 君
15番	前 田 桂之助 君	16番	清 水 純 一 君

欠席議員

な し

地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

市	長	河上 敢二 君	教育委員会委員長	大久保 勲 君
副	市	長 山川 勝 君	福祉事務所長	陰地 博則 君
市	長	公室長 土口 直洋 君	総務課長	島田 克史 君
防災対策推進課長	西垣戸 勝 君	市民保険課長	岩本 眞智子 さん	
税務課長	和田 博史 君	健康・長寿課長	大江 文章 君	
環境対策課長	奥村 芳信 君	農業振興課長	森岡 澄生 君	
林業振興課長	下岡 昌年 君	水産・商工振興課長	久保 智 君	
産業基盤整備課長	山門 正昇 君	観光スポーツ交流課長	濱口 幸治 君	
建設課長	奥田 博典 君	地域振興課長	和田 仁 君	
教 育	長	杉松 道之 君		

職務のため出席者

事務局 長	松下 任克 君	次長兼庶務係長	山口 耕作 君
主幹兼議事係長	田岡 理恵 さん	庶 務 係	山口 春菜 さん

提出議案

議案第1号 熊野市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案

議案第2号 財産の取得について

議案第3号 平成22年度熊野市一般会計補正予算（第4号）について

議事日程

開 会

諸般の報告

1 説明員の報告

開 議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

[提案理由、内容説明、質疑、委員会付託、委員長報告、委員長報告に対する質疑、討論、採決]

日程第3 議案第1号 熊野市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案

日程第4 議案第2号 財産の取得について

日程第5 議案第3号 平成22年度熊野市一般会計補正予算（第4号）について

閉 議

閉 会

午前 9時 00分 開会

開 会・開 議

○議長（前地 林君） おはようございます。

ただいまの出席議員は16名であります。

定足数に達しておりますので、これより平成23年1月熊野市議会臨時会を開会します。

諸 報 告

○議長（前地 林君） 会議に先立ち、諸般の報告につきましては、地方自治法第121条の規定により、関係当局に説明員の出席を求めたところ、お手元に配付いたしております文書のとおり通知を受けております。

○議長（前地 林君） これより本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

会議録署名議員の指名

○議長（前地 林君） 日程第1 今期臨時会の「会議録署名議員の指名」を行います。

会議規則第79条の規定により、議長において、

6番 山田 実 議員

15番 前田桂之助 議員

を指名いたします。

会 期 の 決 定

○議長（前地 林君） 日程第2「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

今期臨時会については、本日1日間といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前地 林君） ご異議なしと認めます。

よって、今期臨時会の会期は1日間と決しました。

議案の上程（議案第1号～議案第3号）

○議長（前地 林君） 日程第3 議案第1号「熊野市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案」から、日程第5 議案第3号「平成22年度熊野市一般会計補正予算（第4号）について」まで、以上3件を一括議題とします。

提案説明

○議長（前地 林君） 市長の提案理由の説明を求めます。

市長。

（市長 河上敢二君 登壇）

○市長（河上敢二君） おはようございます。平成23年1月熊野市議会臨時会に提出いたしました議案につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

議案第1号「熊野市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案」につきましては、

熊野市国民健康保険事業特別会計において、医療の高度化や高齢化の進展等による保険給付費の増加に伴い、保険給付を補てんする新たな財源が必要となり、財源確保の一環として保険税率の引き上げを行うため、条例の一部を整備しようとするものであります。

議案第2号「財産の取得について」につきましては、農業公園用地を取得するため、1億997万1,000円で、株式会社金山パイロットファーム 代表取締役大西誠氏と土地の売買契約を締結するに当たり、熊野市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めるものであります。

議案第3号「平成22年度熊野市一般会計補正予算（第4号）について」につきましては、国の第1次補正予算成立に伴う経費等の補正で、補正額は2億7,320万3,000円の増、予算総額129億3,152万3,000円となっております。

以上、提案理由を申し上げます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（前地 林君） 暫時休憩いたします。

直ちに議会運営委員会を開催しますので、議員諸君は第2委員会室にご参集ください。

（午前 9時 05分）

○議長（前地 林君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前 9時 35分）

○議長（前地 林君） ただいまの議会運営委員会の報告を議長の私のほうからお知らせいたします。

国保税大幅値上げ唐突についての回答が昨日の新聞に掲載されました。このことについて、ただいま議会運営委員会を開催し検討したところ、議案上程審議前に暫定的な内容となっており、議会軽視との見解がなされました。執行部は今後留意の上、対応を願います。

上程議案の内容説明

○議長（前地 林君） 引き続き、議案第1号から順次内容の説明を求めます。

まず、議案第1号について。

税務課長。

(税務課長 和田博史君 登壇)

○税務課長(和田博史君) 議案第1号「熊野市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案」につきまして、内容のご説明を申し上げます。

今回の熊野市国民健康保険税条例の一部を改正する条例は、熊野市国民健康保険事業特別会計において、被保険者数が減少しているにもかかわらず、高齢化の進展や医療の高度化等によって、保険給付費が毎年増加しています。

そのため、現状のままで推移すると、平成23年度以降の運営については、保険給付を補てんする新たな財源が必要となり、財源確保の一環として国保税率引き上げの改正を行うものであります。

内容につきましては、議案書1ページの新旧対照表をごらんください。

見出し(被保険者に係る所得割額)の第3条では、医療給付費分に係る所得割額の率につきまして、100分の5.0から100分の5.7に、100分の0.7の引き上げを行うものであります。

見出し(被保険者に係る被保険者均等割額)の第5条は、医療給付費分の被保険者均等割額につきまして、1万4,800円から1万8,000円に、3,200円の引き上げを行うものであります。

見出し(被保険者に係る世帯別平等割額の第6条第1項第1号は、2ページになりますが、医療給付費分の被保険者平等割額)につきまして、特定世帯以外の世帯については、1万9,200円から2万2,800円に、3,600円の引き上げ。同項第2号の特定世帯については、9,600円から1万1,400円に、1,800円の引き上げを行うものであります。

見出し(被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額)の第7条では、後期高齢者支援金分に係る所得割額の率につきまして、100分の1.5から100分の1.6に、100分の0.1の引き上げを行うものであります。

見出し(被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額)の第9条は、後期高齢者支援金分の被保険者均等割額につきまして、4,400円から6,000円に、1,600円の引き上げを行うものであります。

見出し(被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額)の第10条第1項第1号は、後期高齢者支援金分の被保険者平等割額につきまして、特定世帯以外の世帯については、3,600円から4,800円に、1,200円の引き上げ。同項第2号の特定世帯に

については、1,800円から2,400円に、600円の引き上げを行うものであります。

見出し（介護納付金課税被保険者に係る所得割額）の第11条では、介護納付金分に係る所得割額の率につきまして、100分の1.4から100分の1.7に、100分の0.3の引き上げを行うものであります。

見出し（介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額）の第13条は、介護納付金分の被保険者均等割額につきまして、6,600円から7,200円に、600円の引き上げを行うものであります。

見出し（介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額）の第14条は、介護納付金分の被保険者平等割額につきまして、5,400円から6,000円に、600円の引き上げを行うものであります。

見出し（保険税の減額）で3ページになりますが、第28条第1項第1号では7割軽減世帯の軽減額の改正であり、同号アは医療給付費分の被保険者均等割1人につきまして、軽減額を1万360円から1万2,600円に、2,240円の軽減引き上げを行うものであります。

同号イは医療給付費分に係る世帯別平等割額の軽減額の改正であり、（ア）の特定世帯以外の世帯については、1万3,440円から1万5,960円に、2,520円の引き上げ。

（イ）の特定世帯については、6,720円から7,980円に、1,260円の軽減引き上げを行うものであります。

同号ウは後期高齢者支援金分の被保険者均等割額1人につきまして、軽減額を3,080円から4,200円に、1,120円の引き上げを行うものであります。

同号エは後期高齢者支援金分に係る世帯別平等割額の軽減額の改正であり、（ア）の特定世帯以外の世帯については、2,520円から3,360円に、840円の引き上げ。（イ）の特定世帯については、1,260円から1,680円に、420円の引き上げを行うものであります。

同号オは介護納付金分の被保険者均等割額1人につきまして、軽減額を4,620円から5,040円に、420円の軽減引き上げを行うものであります。

同号カは介護納付金分に係る世帯別平等割額の軽減額の改正であり、3,780円から4,200円に420円の引き上げを行うものであります。

同項第2号では5割軽減世帯の軽減額の改正であり、4ページの同号アは医療給付費分の被保険者均等割額1人につきまして、軽減額を7,400円から9,000円に、1,600円の引き上げを行うものであります。

同号イは医療給付費分に係る世帯別平等割額の軽減額の改正であり、（ア）の特定世

帯以外の世帯については、9,600円から1万1,400円に、1,800円の引き上げ。(イ)の特定世帯については、4,800円から5,700円に、900円の軽減引き上げを行うものであります。

同号ウは後期高齢者支援金分の被保険者均等割額1人につきまして、軽減額を2,200円から3,000円に、800円の引き上げを行うものであります。

同号エは後期高齢者支援金分に係る世帯別平等割額の軽減額の改正であり、(ア)の特定世帯以外の世帯については、1,800円から2,400円に、600円の引き上げ。(イ)の特定世帯については、900円から1,200円に、300円の引き上げを行うものであります。

同号オは介護納付金分の被保険者均等割額1人につきまして、軽減額を3,300円から3,600円に、300円の引き上げを行うものであります。

同号カは介護納付金分に係る世帯別平等割額の軽減額の改正であり、2,700円から3,000円に、300円の引き上げを行うものであります。

同項第3号では2割軽減世帯の軽減額の改正であり、同号アは5ページになりますが、医療給付費分の被保険者均等割額1人につきまして、軽減額を2,960円から3,600円に、640円の引き上げを行うものであります。

同号イは医療給付費分に係る世帯別平等割額の軽減額の改正であり、(ア)の特定世帯以外の世帯については、3,840円から4,560円に、720円の引き上げ。(イ)の特定世帯については、1,920円から2,280円に、360円の軽減引き上げを行うものであります。

同号ウは後期高齢者支援金分の被保険者均等割額1人につきまして、軽減額を880円から1,200円に、320円の引き上げを行うものであります。

同号エは後期高齢者支援金分に係る世帯別平等割額の軽減額の改正であり、(ア)の特定世帯以外の世帯については、720円から960円に、240円の引き上げ。(イ)の特定世帯については、360円から480円に、120円の引き上げを行うものであります。

同号オは介護納付金分の被保険者均等割額1人につきまして、軽減額を1,320円から1,440円に、120円の引き上げを行うものであります。

同号カは介護納付金分に係る世帯別平等割額の軽減額の改正であり、1,080円から1,200円に、120円の軽減引き上げを行うものであります。

附則第1条は施行期日を定めています。この条例は平成23年4月1日から施行し、附則第2条の適用区分の規定で、平成22年度分までの保険税については従前の例によることとしております。

この国民健康保険税の改正に伴う引き上げ額は、収入総額で5,600万円の増額を見込んでおり、被保険者1人当たり13.9%、約1万600円の引き上げ額の見込みとなっております。

以上、議案第1号「熊野市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案」につきまして、内容のご説明を申し上げます。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

○議長（前地 林君） 次に、議案第2号について。

農業振興課長。

（農業振興課長 森岡澄生君 登壇）

○農業振興課長（森岡澄生君） 議案第2号「財産の取得について」につきまして、その内容をご説明申し上げます。

議案及び議案説明資料の6ページをごらんください。

今回の財産取得につきましては、農業公園を整備するための用地を取得するものでございます。取得する土地につきましては、7ページ・8ページ記載の一覧表のとおり熊野市金山町字新大谷2253番1の外69筆、面積は11万553㎡でございます。

また、取得価格につきましては、熊野市土地対策委員会において公共用地の売買実例等により評価を行い、総額1億997万1,000円に決定いたしました。

土地の所有者である株式会社金山パイロットファーム 代表取締役大西誠氏との間で平成23年1月6日、土地売買仮契約を締結いたしましたので、熊野市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

以上、内容のご説明を申し上げます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（前地 林君） 次に、議案第3号について。

市長公室長。

（市長公室長 土口直洋君 登壇）

○市長公室長（土口直洋君） 議案第3号「平成22年度熊野市一般会計補正予算（第4号）について」につきまして、内容のご説明を申し上げます。

今回の補正の主な内容といたしましては、国の第1次補正予算成立に伴う経費の補正でございます。

それでは、別冊の平成22年度熊野市補正予算書をごらんください。

1 ページですが、第 1 条歳入歳出予算の補正は、歳入歳出予算総額にそれぞれ 2 億 7,320万3,000円を追加し、歳入歳出予算総額をそれぞれ129億3,152万3,000円とするものであります。

第 2 条、繰越明許費の補正は 5 ページですが、款 2 総務費では市庁舎エレベーター改修事業外 5 件、款 3 民生費では母子生活支援施設改修事業、款 4 衛生費では火葬炉設備改修事業、款 5 農林水産業費では井内浦宮農飲雑用水施設改修事業外 5 件、款 6 商工費では紀州鉾山坑道安全調査事業外 3 件、款 7 土木費では熊野・尾鷲道路残土処分地公園化事業、款 9 教育費では保健室空調機器整備事業外 5 件につきまして、年度内に事業を完成することができない見込みのため、翌年度へ繰り越ししようとするものであります。

第 3 条、地方債の補正は 6・7 ページでございますが、今回補正する事業について事業費の変更によりそれぞれ借入限度額を補正するものであります。

それでは、内容の説明に入らせていただきます。

9 ページからの歳入歳出補正予算事項別明細書をごらんください。

9 ページは歳入の総括、10・11 ページは歳出の総括であります。

12・13 ページからの歳入ですが、款 13 国庫支出金、項 2 国庫補助金、目 1 総務費国庫補助金 5,591万2,000円の増額補正は、合併市町村補助金、地域活性化交付金、社会資本整備総合交付金の増、並びに住宅・建築物安全ストック形成事業費補助金の減であります。目 2 民生費国庫補助金 1,746万5,000円の増額補正、目 3 衛生費国庫補助金 210万円の増額補正、目 4 農林水産業費国庫補助金 2,944万3,000円の増額補正、目 5 土木費国庫補助金 250万円の増額補正、目 6 教育費国庫補助金 1,759万8,000円の増額補正、目 7 商工費国庫補助金 3,243万1,000円の増額補正は、いずれも地域活性化交付金の増であります。

款 14 県支出金、項 2 県補助金、目 3 衛生費県補助金 406万円の増額補正は、子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進臨時特例交付金の増であります。目 4 農林水産業費県補助金 4,200万円の増額補正は、森林環境保全整備事業費補助金の増であります。

款 16 項 1 寄附金、目 1 農林水産業費寄附金 90万円の増額補正は、森林環境保全整備事業費寄附金の増であります。

14・15 ページをお願いします。

款 18 項 1 目 1 繰越金 759万4,000円の増額補正は、前年度繰越金の増であります。

款 20 項 1 市債、目 3 農林水産業債 1,910万円の増額補正は、林業基盤整備事業債の増

であります。目5 土木債4,210万円の増額補正は、都市計画事業債の増であります。

次に、16・17ページからの歳出ですが、款2 総務費、項1 総務管理費、目5 財産管理費4,170万円の増額補正は、市庁舎エレベーター改修工事、トイレ改修工事等工事請負費の増であります。目11 防災費297万8,000円の増額補正は、地震対策事業、消火栓ボックス整備事業の増であります。目12 諸費900万円の増額補正は、市民相談室等環境整備事業の増であります。

款3 民生費、項2 児童福祉費、目2 児童福祉施設費1,746万5,000円の増額補正は、母子生活支援施設改修工事費などの増であります。

款4 衛生費、項1 保健衛生費、目2 予防費953万8,000円の増額補正は、18・19ページにかけてであります。子宮頸がんワクチン接種緊急促進事業、子宮頸がんワクチン接種（高校2年・3年）対象助成事業、ヒブワクチン接種緊急促進事業、小児用肺炎球菌ワクチン接種緊急促進事業の増であります。

款4 衛生費、項2 環境対策費、目4 火葬場費210万円の増額補正は、火葬炉設備改修工事費の増であります。

款5 農林水産業費、項1 農業費、目2 農業総務費1,080万円の増額補正は、井内浦宮農飲雑用水施設改修工事費の増であります。

項2 林業費、目2 林業振興費は、予算の組み替えであり、目3 林道開設費6,371万9,000円の増額補正は、林道開設事業の増であります。

20・21ページをお願いします。

項3 水産業費、目2 水産業振興費700万円の増額補正は、衛生管理型魚市場整備事業の増であり、目4 漁港建設費999万9,000円の増額補正は、漁港建設事業の増であります。

款6 項1 商工費、目3 観光交流費3,243万1,000円の増額補正は、温泉集客倍増計画検討事業、紀州鉾山坑道安全調査事業、トロッコ電車駅及び周辺整備事業、海水浴場魅力向上事業の増であります。

款7 土木費、項5 都市計画費、目1 都市計画総務費4,212万円の増額補正は、まちづくり交付金事業の増。目2 公園費250万円の増額補正は、熊野・尾鷲道路残土処分地公園化事業の増であります。

款9 教育費、項2 小学校費、目1 学校管理費170万円の増額補正。

22・23ページをお願いします。

項3 中学校費、目1 学校管理費90万円の増額補正、項4 目1 幼稚園費30万円の増額補

正は、いずれも保健室空調機器整備事業の増であります。

項5 社会教育費、目2 文化交流センター費395万3,000円の増額補正は、文化交流センター交流広場整備工事費の増。目4 図書館費1,000万円の増額補正は、図書購入費など図書館事業経費の増であります。

項6 保健体育費、目1 保健体育総務費500万円の増額補正は、市陸上競技場ナイター照明設備改修工事費の増であります。

次に、24・25ページの地方債に関する調書につきましては、今回補正しました各事業について追加、変更したもので、平成22年度末の起債現在高見込み額は120億9,167万1,000円となります。

以上、ご説明申し上げました。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

質 疑

○議長（前地 林君） 日程第3 議案第1号「熊野市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案」を議題として質疑に入ります。

質疑はありませんか。

山田議員。

○6番（山田 実君） 税務課長にお聞きします。

本市における財政調整基金、現在高どれぐらいありますか。

○議長（前地 林君） ただいまの発言は、質疑の範囲内を超えておるように思います。それで注意いたします。

山田議員。

○6番（山田 実君） 今回のこの議案の中身では、一般会計から繰り入れをしているということでもありますから、財政調整基金が幾らあるのかということ聞いても、質疑としていいのではないのでしょうか。どうでしょうか。

○議長（前地 林君） そうやって、はっきり言うてもろたらわかります。

税務課長。

○税務課長（和田博史君） 財政調整基金決算年度末、21年度の決算年度末で25億9,000万円ございます。

○議長（前地 林君） もう一度お願いします。

税務課長。

○税務課長（和田博史君） 21年度の決算年度末現在高で、25億9,000万円です。

○議長（前地 林君） 山田議員。

○6番（山田 実君） この財政調整基金を取り崩して、国保財政のほうに繰り入れることは可能でありますか。できますか。

○議長（前地 林君） 税務課長。

○税務課長（和田博史君） 国保会計で赤字が見込まれる場合、一般会計からの繰り入れも可能となっています。

○議長（前地 林君） 次、質疑ありませんか。

下田議員。

○7番（下田克彦君） 税務課長にお聞きをいたします。

今回この改正がされた場合、具体例として、資産なし軽減なし世帯、世帯所得200万円の現役世帯、2人世帯での現状との差額はどの程度になるのか教えてください。

○議長（前地 林君） 税務課長。

○税務課長（和田博史君） 国民健康保険税の加入者で、基本的に7割軽減世帯の方では、1人世帯で所得が33万円以下のところに7割軽減世帯の方が集中しているわけなんですけれども、その1人世帯で7割軽減世帯で介護分を含んだ場合は、現状と比較で3,100円の年間の増額になります。そして、夫婦2人で7割軽減世帯の場合でしたら、4,900円の増額となります。

それと、5割軽減世帯では、世帯の構成が2人の場合で所得が55万円の場合ですと、改正後は1万500円の増額になります。これも全部介護分を含んでの計算であります。

そして、2割軽減世帯では、世帯構成2人で所得が100万円の場合、改正後は2万400円の増額となります。

世帯が2人世帯で所得が130万円、軽減のない世帯になりますが、その場合で改正後が2万6,800円の増額となります。

また、所得が200万円で世帯構成が2人の場合、そしてまた、軽減なしの場合ですと、改正後は3万4,500円の増額になります。

それと、限度額が73万円なんですけれども、世帯構成が1人で所得が840万円ある場合ですと、改正後は限度額を超えるようになるんですけども、6万3,500円ぐらいの増額になります。

また、1人世帯で限度額に近い世帯、所得が543万円の場合ですと、6万7,000円ぐらいの増額が見込まれます。ですので、これは1人当たりの世帯ですので、家族が1人増えることによって、5,400円プラスの増額になってきています。

以上です。

○議長（前地 林君） ほかに質疑ありませんか。

道後議員。

○1番（道後宣弘君） これは5,600万円の全部で増額ということでお伺いしたんですが、この金額ですね、これで適当なんですか。

○議長（前地 林君） 市民保険課長。

○市民保険課長（岩本眞智子さん） 今回の増額されます5,600万円につきましては、市内の経済状況と、12月に条例改正しました近隣の市の税率を参考にしました。また、現時点の県内の1人当たり保険税を比較しまして、中間前後の数値となりますよう試算いたしました。ちなみに現行での順位は29市町の税率の低い順から3番目となっておりますので、この数値で一応試算いたしました。

○議長（前地 林君） ほかに質疑はありませんか。

道後議員。

○1番（道後宣弘君） 一般会計からこれ組み入れられるんですが、足りない分というか、この5,600万円でも足りないという場合、これ一般会計からですが、一般会計から特別会計に組み入れる場合、幾らから幾らまでなら合法的なんでしょうか。

○議長（前地 林君） 税務課長。

○税務課長（和田博史君） 金額的な制限はないと思います。

○議長（前地 林君） ほかに質疑はありませんか。

山本良正議員。

○10番（山本良正君） 税務当局と市民保険当局に聞きたいんですけども、本来私、総務厚生委員で、委員会で質疑したらいいんですけども、こういう大事なことから、市民の皆さんに説明していただきたいと思います。

まず、改正に当たってどのような手順を踏んできたのか、例えば運営協議会のご意見はどういうご意見やったのかとか、いろいろその中で唐突とも言われているようなこういう議案の出し方について、私もしっかりとそこを熟視しないとだめだと思います。

そして今、道後議員からも5,600万円についてであります、5,600万円が何で手当て

できるのか、それでいいのか、その根拠というのをちゃんと示していただかないと、なかなか非常に理解に苦しむと思いますので、税務当局と市民保険課長、両名答弁お願いします。

○議長（前地 林君） 市民保険課長。

○市民保険課長（岩本眞智子さん） 今回の条例改正案につきましては、一般会計及び国民健康保険の特別会計の予算をもって伴うものでありますので、本来ならば11月の定例議会に提案しまして、次回の2月に予定されております定例会に予算の計上を行うものでありますけれども、私どもの事務的な作業のおくれにより、今回の1月の臨時議会に提出となりました。このことに関してはまことに申しわけないと思っております。

今回の提出しております条例案につきまして、その内容が市民の皆様の生活に大きく影響し、また平成23年4月1日の施行予定ということもありまして、3月定例会では市民に対して十分な周知期間を設けることができないことなどから、3月定例会の提出でなく、今回の臨時議会の提出となりました。よろしく願いいたします。

根拠でありますけれども、一応今、療養給付費の伸びがすごく大きくなっております。特に当市の平成21年度・22年度の一般被保険者の1人当たりの療養給付費が大きな伸びを示しております。その伸び率の理由としましては、現在わかっているものとしまして、1件80万円以上の高額な医療費が平成21年度204件で、前年度と比較しますと、件数でも44%の伸びとなっております。それに平成22年度前半も21年度と同様の件数になっておりまして、当市は被保険者数が少ないため、高額な医療費がふえますと、1人当たりの医療費も高くなります。こういった特異な性格がありまして、あと、過去の伸び率を平均いたしまして、今回4%と試算いたしました。なお、県の一般被保険者1人当たりの伸び率も平成21年度・22年度とも4%となっておりますので、この4%の基準をもとにして5,600万円という数字、23年度の予算の執行の見込みを行いました。

○議長（前地 林君） 税務課長。

○税務課長（和田博史君） 運営協議会の内容の中では、この国保財政が赤字であるという事は、被保険者は余り理解されていないので、その赤字ということをも市民の方に少しでも理解してもらうような広報をきちんとやってほしいということでございます。

○議長（前地 林君） 山本良正議員。

○10番（山本良正君） そうすると、運営協議会で何回開かれたのか、1回ということですか、2回ということですか。

それと、実は5,600万円の根拠を探っていくために、ずっと見ていると、残念ながら昨日の新聞で9,000万円程度一般会計から特別会計に繰り入れさせていただきましたということなんですけれども、財政当局も通っているんですか。まだ査定も通っていないのに、市民の皆さんにこういうような説明をすると勘違いするじゃないですか。だから5,600万円を手当てして、そしてその不足分についてはやっぱりまだ今の現段階ではわからないわけでしょう。だから、そういう周知も含めて運営協議会で一体どの程度の議論をされたのか。

もう一つ、高度化とか、医師不足と言いながら、紀南病院には紹介状がなければ行けない。しかし、委員がそこそこ対応してるんですけれども、医師不足と言いながらなぜこれだけの医療給付が、伸びが発生しているのか、どういった根拠なのかということをお調べになった上で説明してもらわないと、さっぱりわからないじゃないですか。当然財政当局とヒアリング通っているんですね。お聞きします。

○議長（前地 林君） 市民保険課長。

○市民保険課長（岩本眞智子さん） 運営協議会の開催に関しましては、今回の条例改正に関する開催については、1回だけの開催となっております。その中でも、先ほど税務課長も説明しましたように、一般市民初め被保険者の方への周知が足りないというようなご意見もいただきました。医療費の適正化等についてのご意見もいただきました。

医療費の根拠につきまして、療養給付費の伸びが大きいということに関しましては、今市民保険課は、健康・長寿課と、あと三重県の国保連合会と協議しながら、原因についていろいろと調査しているところでございます。

それと、新聞の掲載記事のことに関しましては、こちらの本当に誤りでございました。正しくは予算の要求の措置を今お願いしている段階でございます。訂正しておわびいたします。

○議長（前地 林君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前地 林君） これにて質疑を終結します。

質 疑

○議長（前地 林君） 日程第4 議案第2号「財産の取得について」を議題として、質

疑に入ります。

質疑はございませんか。

山本良正議員。

○10番（山本良正君） 農業振興課長にお聞きしたいんですけれども、財産取得はよくわかりました。前の質問でも、いろいろと残土と一石二鳥ということで、農業公園とは、農業つくるだけの公園に限定されるのか、もしくは、例えばI・Jターンの農業用住宅を建てて、それでいろいろな汎用性があるのか、そのことについて今後のこともありますのでお聞きしたいと思います。答弁よろしくをお願いします。

○議長（前地 林君） 農業振興課長。

○農業振興課長（森岡澄生君） 前回の一般質問等でもお答えをいたしましたけれども、現在のところは新規就農者用の研修農地、あるいは市民農園ということを考えておまして、これもご説明申し上げましたけれども、公共の用に供する農地ということの法的な制約もございまして、具体的には建物を建てて、そこに将来的に就農しながら住んでいただくというようなことは、現在のところは想定はしておりません。

○議長（前地 林君） 山本良正議員。

○10番（山本良正君） そうすると、行政財産取得に当たって、目的は明確にしていなければ、本来ならばだめといたしますか、好ましくないわけなんですけれども、今回の農業公園とはどういったものを指して農業公園なのかという説明ですね。例えば市民の人たちにお花を植えたり、樹木をしたり、植木をつくったり、いろいろありますよね。だから何をもって農業公園、どういう農業公園なのかと、なかなか伝わってこないものですから、だからそういうことが計画上、いろいろ変化していくものだと思いますけれども、そのいろんな変化については、今私はわかりやすく、I・Jターンのそういう住宅についてどうなのかとお聞きしたんですけれども、いろんなこれからのことを考えていけば、いろんな手法も考えられるということですか。いいいですか。

○議長（前地 林君） 山本議員、質疑の範囲を超えないようにご留意願います。

農業振興課長。

○農業振興課長（森岡澄生君） 先ほど説明したとおりでございますが、新規就農者用の研修農地と50区画程度の市民農園ですね。市民の方が一定の契約のもとで栽培していくと、そういうことを考えておまして、ですからこの新たな土地については、農業をやっていただくという意味で、農業公園ということでございます。

○議長（前地 林君） ほかに質疑はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前地 林君） これにて質疑を終結します。

質 疑

○議長（前地 林君） 日程第5 議案第3号「平成22年度熊野市一般会計補正予算（第4号）について」を議題として、質疑に入ります。

質疑はございませんか。

中田征治議員。

○13番（中田征治君） これ委員会のほうできっちり説明してくれるんでしょうから、中身あれなんです。一応僕ら委員会じゃないんで、ちょっとだけ聞いておきたいんですけども、井内浦の水道に関して、つくるときから水のないところで苦労したんですけども、工事の概要だけで結構です。

続けて、ほかには海水浴のほうの備品の概略、購入の概略と、それから図書館のほうの備品の概略だけ、本当の概略だけで結構です、どんな物に使うのかだけをちょっと聞きたいと思います。

○議長（前地 林君） 産業基盤整備課長。

○産業基盤整備課長（山門正昇君） 井内浦の営農飲雑用水の補修の件、補修といいますか、工事ですけれども、設備につきましては井内浦の農村公園の飲料水用に使っている取水の異常があるんですけども、公園の左側というんですか、下のほうにあるんですけども、その施設の中のポンプ及び各種機器類、メーターとかそういう部分が老朽化してまいりまして、その取りかえでございまして、現在定期的な点検の中で、かなり支障がでてきて、飲料に適さないというんですか、そういう状況に一部なっておりますし、たまにポンプがとまってしまうこともあるということで、補修をいたします。

○議長（前地 林君） 中田征治議員。

○13番（中田征治君） これ、最初からそうなんですけれども、本当に今飲料に適さないというような状況が起きていると言いましたけれども、定期的に検査はしているわけですか。

○議長（前地 林君） 産業基盤整備課長。

○産業基盤整備課長（山門正昇君） 定期的な点検というんですか、検査はしてもらっています。その中でたまにポンプがとまったり、塩素の設備がちょっととまったりしていますもんで、その取りかえということです。

○議長（前地 林君） ほかに質疑はありませんか。

観光スポーツ交流課長。

○観光スポーツ交流課長（濱口幸治君） 海水浴場での備品購入でございますが、この備品につきましては、ヨット、OPヨット、それからシーカヤック、艇庫の購入、またビーチテニス、ビーチサッカー、新たなスポーツ、ビーチにおけるスポーツを行うための備品購入でございます。

以上です。

○議長（前地 林君） 教育長。

○教育長（杉松道之君） 図書館費の備品購入でございますけれども、これは図書購入費でございます、1冊大体平均1,500円から1,600円のものになるんですけれども、5,800冊程度を予定しております。

○議長（前地 林君） ほかに質疑はございませんか。

道後議員。

○1番（道後宣弘君） この総務費の中にエレベーターの改修が載っているんですけども、この工事の内容を教えてくださいませんか。

○議長（前地 林君） 総務課長。

○総務課長（島田克史君） エレベーターの改修工事につきましては、巻き上げ電動機、制御盤等が老朽化しているということで、今回改修させていただきたいということでございます。

○議長（前地 林君） もうよろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前地 林君） これにて質疑を終結します。

委員会付託

○議長（前地 林君） ただいま議題となっております議案第1号は総務厚生常任委員会

に、議案第2号は産業教育常任委員会に、議案第3号は各所管常任委員会に、お手元に配付しております議案付託表のとおりそれぞれ付託します。

○議長（前地 林君） それでは委員会審査のため、暫時休憩します。

（午前 10時 23分）

○議長（前地 林君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 1時 00分）

議案の上程（議案第1号～議案第3号）

○議長（前地 林君） 日程第3 議案第1号「熊野市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案」から、日程第5 議案第3号「平成22年度熊野市一般会計補正予算（第4号）について」までを、以上3件を一括議題といたします。

本件については各委員会へ審査付託となっておりましたので、この際、各委員長の報告及び報告に対する質疑に入ります。

総務厚生常任委員長報告

○議長（前地 林君） まず、総務厚生常任委員長の報告を求めます。

山本洋信議員。

（総務厚生常任委員長 山本洋信君 登壇）

○総務厚生常任委員長（山本洋信君） 総務厚生常任委員会に付託されました議案について、審査の経過及び結果をご報告申し上げます。

本日、委員会を開催し、全委員出席のもと関係課職員の出席を求め慎重審査した結果、議案第1号 熊野市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案につきましては、賛成多数で原案を可とすることに決しました。

議案第3号 平成22年度熊野市一般会計補正予算（第4号）第1条第1表歳入全般、歳出のうち款2 総務費、款3 民生費、款4 衛生費（項1 保健衛生費）、第2条第2表

繰越明許費（款2 総務費、款3 民生費）、第3条第3表地方債補正
につきましては、全会一致をもって原案を可とすることに決しました。ご賛同賜ります
ようよろしくお願い申し上げます。

総務厚生常任委員長の報告に対する質疑

○議長（前地 林君） これより、総務厚生常任委員長の報告に対する質疑に入ります。
質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前地 林君） これにて、総務厚生常任委員長の報告に対する質疑を終結いたし
ます。

産業教育常任委員長報告

○議長（前地 林君） 次に、産業教育常任委員長の報告を求めます。
中田悦生議員。

（産業教育常任委員長 中田悦生君 登壇）

○産業教育常任委員長（中田悦生君） 産業教育常任委員会に付託されました議案につ
きまして、審査の経過及び結果をご報告申し上げます。

本日1月19日、委員会を開催し、関係課職員の出席を求め慎重審査した結果、

議案第2号 財産の取得について

議案第3号 平成22年度熊野市一般会計補正予算（第4号）第1条第1表歳出のうち

款4 衛生費（項2 環境対策費）、款5 農林水産業費、款6 商工費、款7 土木費、款9
教育費、第2条第1表繰越明許費（款4 衛生費、款5 農林水産業費、款6 商工費、款
7 土木費、款9 教育費）

につきましては、全会一致をもって原案を可とすることに決しました。

以上、ご賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

産業教育常任委員長の報告に対する質疑

○議長（前地 林君） 産業教育常任委員長の報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前地 林君） これにて、産業教育常任委員長の報告に対する質疑を終結します。

討 論

○議長（前地 林君） 日程第3 議案第1号「熊野市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案」を議題とし、討論を行います。

討論はございませんか。

山田議員。

○6番（山田 実君） 議案第1号「熊野市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案」に対して反対の立場から討論を行います。

皆さん、熊野市の景気は回復していますか。安心して生活ができる経済状況にありますか。安心して医者にかかることができますか。日々の暮らしの中で切り詰めて切り詰めて、一生懸命に生活している皆さんが、この4月から国保税が値上がり、それも1万円以上の値上げになる今回の条例案、市民の皆さんは快く理解するでしょうか。市民の暮らしに直結する重要な問題、市民の暮らしと命を脅かすこのような値上げ条例案には、絶対反対です。国保財政が厳しくなってきたから仕方がないという理由ならば、今こそ本市がためている貯金、財政調整基金を取り崩し、市民の暮らしを守るために使うべきではないでしょうか。本市の国保家庭の平均所得は、110万円しかありません。教育費も要ります。食費も要ります。衣食住全部切り詰め、数泊の家族旅行など夢物語ではないでしょうか。こんな状況で貧困にあえぐ市民の姿が市当局には見えませんか。今でも十分重税ではないでしょうか。さらにこの4月から値上げされれば、どうやって支出することができるでしょうか。家計を苦しめる大幅増税は許されるものではありません。この問題は一自治体だけで解決できる問題ではありませんが、まず、市民の暮らしを、命を守るために、熊野市がしっかりと市民の立場に立ち、値上げをしない、その上で国にしっかりと物を言うべきであります。

民主党はコンクリートから人へと言ってるのであるから、しっかりと国に国保運営の安心を強く求めるべきであります。あらゆる手段を、そして知恵を結集すれば、値上げをせずとも、また、市民に対してしっかりと説明できるのではないのでしょうか。市民の

暮らし、命を守る立場から、本議案には反対であります。

以上をもって、議案第1号「熊野市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案」に対して反対討論を終わります。

議員の皆様、ご賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（前地 林君） 賛成討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前地 林君） 反対討論はありますか。

道後議員。

○1番（道後宣弘君） 私も、反対の立場から討論させていただきます。

このたびの臨時議会、1日だけで終わってよいのかという、この間地方紙にも載っていましたが、現在熊野市においてガソリンも上がってきているこの状況で、果たして市民に対して言いわけができるのか。国保税は県下で下から3番目と言われますが、収入も下から数えたほうが早いのではないかと私は思います。私は特に思うのが、コンセンサスの問題ができてきているのか、きのうの地方紙にも載っていましたが、どうも後手後手になっているように思います。

できれば、私としましては継続審議が望ましいのですが、ですが、ここで賛成か反対かと言われますと、反対をせざるを得ないと思い、反対の立場で討論させていただきます。議員の皆様、ご賛同賜りますようお願いいたします。

○議長（前地 林君） 賛成討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前地 林君） それでは、反対討論はありますか。

山本良正議員。

○10番（山本良正君） 議案第1号「熊野市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案」を反対の立場から討論させていただきたいと思います。

先ほども道後議員が述べましたように、この大切な議案が1日で片づけられようとするということについて非常に危機感を覚えると同時に、私自身も保険料の改正については否定的ではございませんが、しかし大幅な引き上げ、そしてそれを1日で議論するに当たって質疑したところ、当局は事務的にも非常に手おくれを認めております。つまり、当局自体もこの議案を提出するに当たって国保運営協議会を1回で済ませたり、事務作業がおくれている、そういうようなちゃんとした答えなく、ただ1日でこの問題を片づけて、

そして後に市民の皆様の説明するということではありますが、例えば箱物を建てて、反対の人がおりながら建てて、既成事実をつくってそして後で説明する、こういうばかげたことが通って本当にいいのかなと思います。ここで、議員皆さんの諸君のしっかりとした市議会としての意見、考え方を市民に伝えるためにも、ぜひとも今回は残念ながら、私も道後議員と一緒に継続審議が望ましいが、しかし賛成・反対と2つと言えば、やはり反対であります。ぜひとも皆さんご協力を賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

- 議長（前地 林君） 賛成討論はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（前地 林君） 反対討論はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（前地 林君） これにて討論を終結いたします。

採 決

- 議長（前地 林君） これより採決いたします。
これより起立による採決をいたします。
本案に賛成の諸君の起立を求めます。
（多数起立）
- 議長（前地 林君） 起立多数であります。
よって、議案第1号は、原案のとおり可決されました。

討 論

- 議長（前地 林君） 日程第4 議案第2号「財産の取得について」を議題とし、討論を行います。
討論はございませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（前地 林君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採 決

○議長（前地 林君） これより採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前地 林君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第2号は、原案のとおり可決されました。

討 論

○議長（前地 林君） 日程第5 議案第3号「平成22年度熊野市一般会計補正予算（第4号）について」を議題とし、討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前地 林君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採 決

○議長（前地 林君） これより採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前地 林君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第3号は、原案のとおり可決されました。

閉 会

○議長（前地 林君） 以上をもちまして、今期臨時会に付議された事件は、すべて議了いたしました。

これにて平成23年1月熊野市議会臨時会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

午後 1時 15分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

熊野市議会議長 _____

署名議員 _____

署名議員 _____